

2021 年度神戸市立稗田小学校 P T A 総会資料

目 次

第 1 号議案	2020 年度 活動報告	1
第 2 号議案	2020 年度 会計報告	2
① 決算報告書 ② 資源回収並びにベルマーク決算報告書			
第 3 号議案	2021 年度 P T A 役員候補者	4
第 4 号議案	2021 年度 活動方針・活動計画(案)	5
第 5 号議案	2021 年度 会計予算(案)	6
第 6 号議案	P T A 規約書改定	7

2020年度 活動報告

◎ 2021年度会員活動に向けた仕組みづくり・展開

- 。資源回収
 - 【12月】 資源回収のご協力依頼
 - 【2月・3月】 トラック便日の資源回収試験運用（本部役員）
- 。周辺清掃
 - 【11月・4月】 試験運用（本部役員）
- 。ベルマーク
 - 【10月・3月】 ベルマーク集計・発送（本部役員）
 - 【10月】 ウェブベルマークのご案内
 - 【12月】 ベルマークポケット新方式のご案内
 - 【2月～3月】 ベルマークキャラクターの募集・投票・選定
- 。リユース
 - 【10月】 無人運用のテスト施行
 - 【3月】 6年生を対象としたリユース品募集
- 。通学見守り
 - 【2月】 2021年度ご協力依頼
 - 【3月】 保護者用ネックストラップ購入

◎ 稗田小PTA内部の「顔と顔の見える関係」構築

- 。広報
 - 【10月】 「稗田だより」発行
 - 【11月】 「PTAって何だろうナ？」配布
 - 【12月】 「稗田だよりWEB版」オープン
- 。会員相互のコミュニケーション(意見交換)の機会
 - 【10月】 「ご意見箱（WEB問い合わせホーム）」常時開設
 - 【12月・3月】 WEBアンケート実施
 - 【12月・4月】 会務室オープンデー開催
- 。運営改善
 - 【2月】 PTA入退会の手続き明確化（同意書配布・回収）
 - 【2月～3月】 本部役員募集の脱ブラックボックス化

◎ 対外的な「顔と顔の見える関係」構築

- 。近隣小中学校との連携
 - 【8月】 灘区小学校PTA連合総会
 - 【10月・3月】 灘区小学校PTA連合会会長・実務担当者会議
 - 【11月】 いじめ防止小中地域会議
- 。地域との連携
 - 【11月・2月】 お雛様2組贈呈
 - 【11月】 わくわく・まちづくりマーケットなど

◎ 会議・行事など

- 。総会
 - 【7月】 2020年度定期総会（書面開催）
 - 【4月】 2021年度定期総会（書面開催）
- 。活動方針の策定、施策の検討
 - 【12月・2月】 運営委員会
 - 【毎月1回】 本部役員会
- 。学校行事への参加
 - 【2月】 入学説明会
 - 【3月】 卒業式
 - * 先生方への卒業記念品贈呈（6年生保護者有志）
 - 【4月】 入学式

◎ 会員有志によるクラブ活動

- 。バレーボール部
 - 週1～2回程度、稗田小学校体育館にて活動
- 。卓球部
 - 週1回程度、稗田小学校体育館にて活動

2020年度 神戸市立稗田小学校PTA 会計 決算報告書

神戸市立稗田小学校PTA

(単位:円)

1.収入の部

科目	予算額	決算額	差額	備考
会費	980,000	978,880	-1,120	(@280/月 × 7か月) × (465家庭+35職員) *本年度は7か月分
繰越金	2,683,277	2,683,277	0	
雑収入	0	25	25	利息等
計	3,663,277	3,662,182	-1,095	

2.支出の部

(単位:円)

項目		予算額	決算額	差額	摘要	
①運営費	会議費	活動費	60,000	39,412	20,588	本部活動、クラブ活動費
	事務費	会員旅費	5,000	0	5,000	会員研修、会議参加のための交通費
	需要費	消耗品費	80,000	24,630	55,370	コピー用紙、トナー代、文具、等
		通信費	5,000	3,000	2,000	各通信にかかる費用
		備品費	5,000	2,288	2,712	PTA活動に必要となる備品
		印刷費	150,000	124,536	25,464	PTAコピー機・輪転機 リース代
	教育事業費	広報費	200,000	125,774	74,226	広報紙「稗田校だより」1回発行、web製作費
		図書費	5,000	5,000	0	お話しワールド謝礼
	補導事業費	校外補導費	0	0	0	
		奨学費	240,000	123,552	116,448	紅白饅頭(入学・卒業)
	福祉事業費	慶弔費	130,000	67,500	62,500	慶弔規定に基づく給付、離任職員への花束
		総合保険費	50,000	37,520	12,480	市PTA安全教育振興会加入料
	分担金	分担金	105,000	29,315	75,685	灘区PTA連合会分担金
	雑費	雑費	5,000	1,466	3,534	振込手数料など
②予備費	予備費	周年行事積立金	100,000	100,000	0	100周年行事に向けての積立金
		児童還元費	200,000	110,955	89,045	校内感染予防(非接触体温計・除菌シート等)
		予備費	2,323,277	256,190	2,323,277	見守りストラップ代
合計(①+②)		3,663,277	1,051,138	2,868,329		

3.収入-支出

(単位:円)

収入決算額	支出決算額	収入-支出	通帳記帳残高
3,662,182	1,051,138	2,611,044	2,611,044

2611,044円を次年度に繰り越します。上記の通り報告いたします。

監査の結果、帳簿及び証拠書類は整備され、収支決算は正確であることを報告します。

2021年3月31日

会計監査

吉田 千佳



江崎 華奈子



2020(R2)年度 資源回収並びにベルマーク決算報告書

【資源回収】

1. 収入の部

前期繰越金	524,599
売上合計	8,460
神戸市環境局 資源回収活動助成金	10,596
利息	4
合計	543,659

2. 支出の部

卒業生記念品	31,928
振込手数料	203
合計	32,131

3. 残高の部

収入決算額	支出決算額	繰越残高
543,659	32,131	511,528

※次年度へ繰り越し

【ベルマーク】

1. 収入の部

前期繰越金	96,422
収益金(証票点数)	34,027
ウェブベルマーク	752
利息	0
合計	131,201

2. 支出の部

支払代金	0
補足金	0
合計	0

3. 残高の部

収入決算額	支出決算額	繰越残高
131,201	0	131,201


※次年度へ繰り越し

上記の通り報告いたします。

2021年 月 日 神戸市立稗田小学校PTA

会長 野澤大樹 


会計 岸田美羽 

会計 平林智優 

会計監査の結果、帳簿及び証拠書類は整備され、収支決算は正確であることを認めます。

2021年3月3日 神戸市立稗田小学校PTA

会計監査 吉田千佳 

会計監査 江崎華奈子 

2021年度 P T A役員候補者

PTA 役員と会計監査員はともに、PTA 規約で「選出方法は運営委員会において定める」
「任期は1年（ただし留任は妨げない）」と定められています。

2020年度の役員と監査員は、コロナ禍による活動期間の兼ね合いから、転出1名を除く
12名（役員10名・監査員2名）全員が今年度も留任したいと存じます。

円滑な本部運営を目的に募集させていただいた5名を加え、下記17名を今年度の役員・監
査員候補としてお知らせいたします。

（個人情報保護の観点から候補者名のWEB掲載は差し控え、配布資料のみでのお伝え
とさせていただきます。配布資料がお手元になく確認できない場合などは、「稗田
だよりWEB版」のお問い合わせフォームよりお知らせください。お子さんを通じて紙
でお渡しいたします）

2021年度 PTA活動方針（案）

活動方針：家庭環境の多様化に伴い、今の時代にあった形にすることで、ひとりひとりの負担を減らし、だれもが参加しやすく楽しめる活動にしていく事

2021年度 PTA活動計画（案）

本部（校内）活動

- ・役員と監査の任期は1年（規約どおり）
- ・意見交換会
- ・稗田だより（WEB運営・広報紙発行）
- ・小学校創立100周年への参与

会員活動

1、全会員が可能な範囲で行う活動

通学見守り

- ・登下校時に自宅周辺、地域を巡回

ベルマーク運動

- ・ウェブベルマーク支援
- ・学校へ回収前の仕分け作業

2、学年担当制で行う活動

ベルマーク運動 #1年生

- ・各家庭からの集計分を会社ごとに取り纏め
- ・地域の回収箱分（マルハチ）の仕分け

周辺清掃 #2年生～4年生

- ・学校周辺（学校外周・地下道）の清掃

資源回収 #5年生～6年生

- ・環境委員による資源回収・トラック便積込作業をサポート

3、都度サポーターを募集する活動

周辺清掃 桜と落葉の時期

- ・定常の周辺清掃活動で賄えない時期の清掃

学校内イベント

- ・給食試食会・ミニシアター

*新型コロナウイルスの状況を見ながら行う

地域活動

- ・地域のお祭りへのスタッフ参加

その他

- ・ガーデニング、年度末教室清掃
- カーテンクリーニング（2021年3月時点）

4、無人運営する活動

学用品リユース

- ・玄関ホール奥にコーナーを常設

クラブ活動

- ・バレーボール（稗田小学校体育館にて練習）
毎週水曜日 16時～17時半
第1・3・5土曜日 14時～16時
- ・卓球（稗田小学校体育館にて練習）
毎週火曜日 16時～17時半

本部年間活動予定

月	活動項目
5・6	PTA 役員会
7	PTA 役員会、運営委員会（学期に1回） 河原児童館夏まつり 灘区小学校 PTA 連合会 実務担当者会議
9	PTA 役員会 灘区小学校 PTA 連合会 実務担当者会議
10	PTA 役員会
11	PTA 役員会 わくわくクラブ世代間交流会 まちづくりマーケット 灘区小学校 PTA 連合会 実務担当者会議 青少協原田中支部ふれあい懇話会
12	PTA 役員会、運営委員会（学期に1回） わくわくクラブ グランドゴルフ大会 神戸市小学校 PTA 連合会合同研修会
1	PTA 役員会
2	PTA 役員会、運営委員会（学期に1回） 稗田小学校100周年記念式典 小学校新1年制入学説明会 青少協原田中支部ふれあい懇話会
3	PTA 役員会、次年度 PTA 役員選考（会） 灘区小学校 PTA 連合会 実務担当者会議 灘さくらまつり
4	小学校 PTA 総会（書面総会）、PTA 役員会

*他にも小学校行事に参加予定（変更の可能性有）
入学式・運動会・音楽会・稗田太鼓・卒業式 等

第5号議案

2021年度 神戸市立稗田小学校PTA 会計予算案

神戸市立稗田小学校PTA

1. 収入の部

(単位：円)

科目	R3 予算額	備考
会費	1,499,960	一家庭280円×11ヶ月×(450世帯+37職員)見込み
繰越金	2,641,165	
雑収入	0	
計	4,141,125	

2. 支出の部

(単位：円)

科目	R3 予算額	備考
①運営費	活動費	60,000 本部活動 ¥30,000 クラブ活動 (バレーボール¥20,000、卓球¥10,000)
	会員旅費	5,000 会員研修、会議参加のための交通費、弁当代
	消耗品費	80,000 コピー用紙、プリンタインク、トナー代、事務用品等
	通信費	25,000 各通信にかかる費用、Zoom使用料 ¥19,200 (税別) /年
	備品費	120,000 PTA活動に必要となる備品 ネームランド ¥20,000、ラミネーター ¥15,000、 プリンター ¥70,000、 グループ活動用清掃用具等 ¥15,000
	維持費	150,000 PTAコピー機・輪転機リース代
	広報費	200,000 広報紙「稗田校だより」発行、web版制作・維持費
	図書費	5,000 おはなしワールド謝礼
	校外補導費	△ 30,000 吊り下げ名札 補助金 (灘区)
	奨学費	200,000 紅白饅頭 (入学・卒業)
	慶弔費	130,000 慶弔規定に基づく給付、離任職員への花束
	総合保険費	50,000 市PTA安全教育振興会加入料
	分担金	105,000 灘区PTA連合会分担金
	児童還元費	30,000 カーテンクリーニング ¥1,200×20回 (4枚/回、計80枚分)
	災害備蓄費	200,000 衛生キット
	周年行事積立金	100,000 周年行事に向けての積立金
雑費	5,000 振込手数料など	
②予備費	予備費	2,706,125
合計 (① + ②)	4,141,125	

神戸市立 稗田小学校 P T A規約 (改案)

【 第1章 】 名 称

第1条 本会は稗田小学校 P T A と呼び、平成15年4月1日に設立し、事務所を神戸市灘区岸地通4丁目2-1に置く。

【 第2章 】 目 的

第2条 本会は児童の福祉を増進し、併せて会員の親睦と教養の向上を図ると共に、稗田小学校の教育推進に協力する事を目的とする。

第3条 前条の目的を達成する為、次の事項を行う。

- 1 学校教育を理解してこれを補佐推進する。
- 2 学校と家庭との関係を一層緊密にし、児童の教育について保護者と教職員とが聡明な協力をする。
- 3 保護者と教職員と一般社会の協力を推進して児童の心身の発達を図る。
- 4 地域における社会教育の振興を助けると共に、教育環境の浄化に努める。

【 第3章 】 方 針

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として学校教育に協力する。

第5条 本会は児童福祉のため活動する他の社会的団体及び機関と協力する。

第6条 本会は非営利的、非宗教的、非政党的であって、本会の名において如何なる営利的、宗教的、政治的、その他 本会の本来の事業以外の活動を目的とする団体及びその事業に如何なる関係をも持たない。

第7条 本会は自主独立のもので他の如何なる団体及び個人の支配、統制、干渉をも受けない。

第8条 本会は学校の運営管理ならびに教職員の人事行政に干渉しない。

【 第4章 】 会 員

第9条 本会は下記の会員をもって組織する。

- 1 稗田小学校に在籍する児童の保護者またはそれに代わる人（以下保護者という）
- 2 稗田小学校に勤務する校長及び教職員（以下教員という）

【 第5章 】 会 計

第10条 本会の経費は会費・事業収入、及び自発的な寄付をもって支弁する。会費の額及び資金獲得の種類を決定する場合、ならびに会員または外部の者に対し寄付を求める場合には、総会の承認を得なければならない。

第11条 既に総会承認済みの年間総予算枠内で運営する限りにおいて、総会後の内訳詳細の変更調整などが必要な場合は、運営委員会での承認をもってそれを行う。

第12条 会費は一家族につき月額 280 円とし、月毎に納める事も、また一年分を一括して納める事も出来る。

第13条 本会の資産は第2章の目的達成のため以外に使用しない。

第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 本会の会計決算は会計年度終了後すみやかに会計監査を受ける。

【 第6章 】 会計監査員

第16条 本会の会計を監査するために会計監査員を置く。

- 1 会計監査員は2名とする。
- 2 その年度の会計を監査し、その結果を総会で報告する。

第17条 会計監査員の選出方法は運営委員会において定める。

第18条 会計監査員の任期は1年とする。但し、留任は妨げない。

第19条 会計監査員は運営委員となり、本会の目的達成のために協力する。

【 第7章 】 総会

第20条 総会は定例総会と臨時総会とする。

- 1 定例総会は毎年度初め、臨時総会は第20条の規定するところによって開く。
- 2 総会では次の事をはかる。
 - ① 事業計画報告・計画及び決算・予算の承認、② 役員及び会計監査の承認、
 - ③ 規約の制定ならびに変更の承認。

第21条 運営委員会が必要と認めた場合または全会員の5分の1以上の要求があった場合には会長は臨時総会を召集する。

第22条 総会の定足数は会員数の5分の1とする。もし総会が流会となった場合には、次回の総会において定足数に満たない場合でも成立する。総ての会議の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

【 第8章 】 役員

第23条 本会の役員は次の通りとする。

- 1 会長 若干名
- 2 副会長 若干名
- 3 書記 若干名
- 4 会計 若干名
- 5 会員活動 若干名
- 6 広報 若干名

会長に欠員が生じた場合に限り副会長が昇格する。

役員任期は1年とする。但し、留任は妨げない。

第24条 役員選出方法は運営委員会において定める。なお、役員は総会において決定する。

第25条 役員任務は次の通りとする。

- 1 会長 本会を代表して会務を総理し、総会、役員会、運営委員会の総ての委員会を統括する。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長不在の場合にはその代理を務める。
- 3 書記 本会に関する一切の記録事務を処理する。
- 4 会計 本会に関する一切の会計事務を処理する。
- 5 会員活動 本会の会員活動を管理・統括する。
- 6 広報 本会の広報に関わる活動と広報紙の発行、及び広報媒体の検討運営をする。

第26条 役員会は、上記第25条の記載の役員によって構成され、その任務は次のとおりとする。

- 1 総会及び運営委員会を含む、PTA活動全般の運営に関する方針策定と運営準備。
- 2 第2章の達成を目的とした定期的な運営の評価と改善のための評議。

【 第 9 章 】 顧問・相談役

第 2 7 条 本会には顧問、相談役を置く。

顧問は学校長をもってし、相談役は前役員をもってする。

第 2 8 条 顧問及び相談役は会長の諮問に応ずるものとする。

【 第 10 章 】 運営委員会

第 2 9 条 運営委員会は本会の役員、顧問及び会計監査員によって構成され、任務は次の通りとする。

- 1 役員によって立案された事業計画、総会に提出する議案ならびに報告書を審議検討する。
- 2 第 2 章の目的達成に関わるあらゆる計画と調整評議を行う。
- 3 その他全会員により委任された事務を処理する。

第 3 0 条 運営委員会において、本会の付則及び細則を決定することができる。

第 3 1 条 運営委員会の例会は原則として学期に 1 回開き、委員の半数以上が出席しなければならない。

【 第 11 章 】 特別委員会

第 3 2 条 特別委員会の委員は運営委員会において選出し、会長が委嘱する。委員長は委員により互選する。

第 3 3 条 特別委員会は運営委員会より委嘱されて事項を処理し、会長に報告書を提出したときに解散するものとする。

第 3 4 条 特別委員会の中に予算委員会を設け、翌年度の予算を審議検討するものとする。

【 第 12 章 】 付 則

第 3 5 条 規約は総会において出席者の過半数の賛成によって改正することができる。但し、改正案の提出については予めその内容を会員に通告しなければならない。

※下線部は昨年度からの変更箇所とする。

この改正は令和 3 年 5 月 1 日より施行する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

P T A 会長

⑩